

諮問番号：平成29年度諮問第1号
答申番号：平成29年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 審査請求書の要旨

審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日に亡くなった母から遺産を相続したが、審査請求人の資力が生じたのは、平成〇〇年〇月〇〇日である。本件処分の通知書には「同年〇月〇日から同年〇月〇〇日までに支払った保護費を返還せよ」となっている。少なくとも、同年〇月中に、母より1円の資金も審査請求人の手元にきていない。又、法第63条には母が亡くなった日より計算するとは、どこにも記されていない。

(2) 平成〇〇年〇月〇〇日に審理員が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要

ア 平成〇〇年〇月〇〇日における連絡ミスについて

平成〇〇年〇月〇〇日、同月〇〇日頃、母の後見人である弁護士から連絡が入り、相続人は審査請求人しかいないことを伝えられ、同月〇〇日にその記録と現金封筒が送られてきた（現金封筒の現物も持参している）。審査請求人はすぐに担当ケースワーカーに連絡し、同年〇〇月分の保護費を止めて欲しいと伝えたところ、担当ケースワーカーから、「同月分の保護費を止めることができなかったので、同月分保護費を受け取ってすぐに返してほしい」と言われた。そこで、審査請求人は、同年〇月〇〇日、銀行関係の書類を集めるため別の市役所にいたが、電車、バスを利用して処分庁へ行った。しかし、処分庁の連絡ミスが原因で、〇〇月分の保護費を受け取れず、無駄足を踏ま

行ったときにわかった。

イ 処分庁は、平成〇〇年〇月〇〇日に審査請求人が処分庁に来所した際、母の死亡時から資力が発生するとの説明を行ったと弁明するが、そのような説明は受けなかった。

(5) 平成29年6月27日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要

ア 母の遺産の一部を受け取ったのは平成〇〇年〇月〇〇日であり、〇月分の生活保護費返還を求められるのは納得できるが、〇月は保護費だけで生活していた。〇月分の返還を求められるのはなぜか。

イ 遺産が入ることについて、母の後見人である弁護士から連絡を受け直ちに福祉事務所に連絡した(〇月〇日)。その後も、福祉事務所とは何度も連絡を取っていたのに、〇月分から返還が必要になることの説明などは一切なく、〇〇月にいきなり返還通知書が送付されてきた。

ウ 〇月〇〇日、〇〇日頃、〇〇月から保護費の支給を停止してほしいと依頼した際、〇〇月分保護費の支給はその時点では停止できず、一旦窓口で受け取った後に、これを返還するように言われたので、保護費の支給日である〇月〇〇日にわざわざ受け取りに行ったが、福祉事務所の連絡ミスで受け取ることができなかった。

エ 平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求を提出したのに、〇〇月になって連絡もなく督促状が届いた。

オ 以上のような福祉事務所の対応に不信感を抱いている。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 平成〇〇年〇月〇〇日に審理員が実施した口頭意見陳述における処分庁の主張の概要

1 前記第2の1(2)アについて

審査請求人から母親の遺産を相続するので、生活保護を平成〇〇年〇月末で

打ち切ってほしいと連絡を受けた。担当ケースワーカーは、事務処理をするための必要な資料を持って来るよう審査請求人に依頼し、審査請求人は〇月〇〇日に資料を持参した。この時、担当ケースワーカーは、同年〇〇月分の保護費は同年〇月〇〇日が支払日であり、支出手続後のため支払いを止めることはできないと考え、同年〇〇月分は支払われるので、同年〇月、〇月及び〇〇月の3カ月分を返してほしいという話をした。

しかし、その後、審査請求人の保護費は窓口払いであったことから、〇〇月分の支払いを止めることができることが判明したため、担当ケースワーカーはすぐに支払いを止め、審査請求人に連絡したが、電話が通じなかった。担当ケースワーカーは、着信履歴を見た審査請求人から折り返し連絡をもらえなかった。担当ケースワーカーはその後も何回も連絡するべきだったが連絡しなかったため審査請求人に迷惑をかけてしまった。

2 前記第2の1(2)イについて

督促については事前に電話を入れるなど、もっと丁寧に対応するべきだった。しかし、督促は地方自治法(昭和22年法律第67号)上行わなければならないと規定されている。また、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第25条では、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続きの続行を妨げない。」と規定されており、審査請求をしても手続は継続する。

3 前記第2の1(2)ウについて

平成〇〇年〇月〇〇日、担当ケースワーカーから、母親が亡くなった時が資力発生時点であること、よって、同年〇月、〇月及び〇〇月分を返還してもらうことになることを説明した。審査請求人は、説明当時、現在のように返還を反対しなかったという感覚でいたので、繰り返しの説明をしなかった。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)(以下「問答集」という。)に、「法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時」とはっきり書かれているので、審査請求人が遺産の一部を受け取った平成〇〇年〇月〇〇日を資力発生時点とする取扱いはできない。

4 審理員から「資力の発生時点について、問答集の提示や文書をもって説明したか。」と質問したところ、処分庁は、「口頭のみであった。」と回答した。

5 審査請求人には説明したつもりだったが、審査請求人から十分でなかったと言われた点については反省している。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、審査請求人が母親の遺産を相続したため、母親の死亡日を資力の発生日とし、母親の死亡日以後に支給した保護費に相当する額について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、資力が発生した日は、遺産の一部が入金された平成〇〇年〇月〇〇日であり、同年〇月〇日からの保護費を返還せよというのをおかしいこと、また、法第63条には母親が亡くなった日から計算するとはどこにも記されていない旨主張する。

しかしながら、処分庁は、審査請求人が受領した遺産の額が、審査請求人に対し相続開始時以後に支給した保護費の総額を上回るため、当該保護費を返還請求の対象とし本件返還決定を行ったものであり、法第4条、第5条及び第63条、民法（明治29年4月27日法律第89号）第882条及び896条、問答集問13-6の答（2）に照らし、母親の死亡日を資力発生日とし、審査請求人の保護を廃止した平成〇〇年〇月〇日までの同年〇月分及び〇月分の保護費相当額を返還額とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。また、本件処分の決定通知書には、返還期間について「平成〇〇年〇月〇日から」との記載があること及び処分庁は母親の死亡時から資力が発生する旨の説明を行ったことが認められることから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件の主な争点は、資力の発生日をいつと捉えるか、また、その説明がなされていたかであり、処分庁の丁寧な説明があれば審査請求人の理解を得られたのではないかと思われる。処分庁においては、被保護者に対し、処分の決定を行う際は、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解を得るよう努めなくてはならないことを付言する。

第5 調査審議の経過

平成29年5月8日	諮問の受付
平成29年5月9日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月25日 口頭意見陳述申立期限：5月25日
平成29年5月9日	第1回審議

平成29年5月18日	審査請求人の主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領
平成29年5月24日	審査請求人の主張書面（追加）を受領
平成29年5月31日	第2回審議
平成29年6月27日	審査請求人の口頭意見陳述実施、第3回審議
平成29年7月4日	第4回審議

第6 審査会の判断

1 前提事実

本件処分は、法第4条第1項、法第63条及び問答集問13-6の答（2）に基づき、遺産相続により資力が発生した被保護者に対して、保護に要した費用の返還を求めたものである。

法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する。すなわち、資力があるにもかかわらず保護を受けたことが適用要件であり、その返還額は保護の実施機関が定める額とされ、裁量の余地があることが本条の規定から認められる。

2 判断

まず、資力を有することとなる時点については、民法第882条及び第896条の規定により、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとされることから、遺産相続の際の保護費の費用返還に関する問答集問13-6の答（2）の考え方に不合理はなく、審査請求人の母親が死亡した日を資力の発生時点とすることは妥当である。したがって、問答集13-6の答（2）に基づき処分庁が行った本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

次に、法第63条における返還額の決定にあたって、保護の実施機関は裁量権を有すると考えられるが、審査請求人が相続した預貯金及び現金は〇〇〇万円を超えているのに対し、返還決定額は約24万円であることから、本件処分により審査請求人の自立が阻害されることはなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第7 付言

なお、処分庁が提出した事件記録のうち「ケース記録票」は、福祉事務所が行った調査や検討の内容、被保護者とケースワーカーとのやりとり等が記載さ

れているものであるが、本件処分に関連する審査請求人と処分庁との電話及び面談等による連絡の記録が著しく乏しく、既支給の保護費の返還に関する説明を行ったかどうか、審査請求人の納得を得られたかどうかも記録されていない。審査請求人が処分庁に対して抱く不信感は、これら記録のありようからも推量され、処分庁は、審査請求人の理解を得られるようもっと丁寧に説明を行うことが適当であったと考える。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 中川 元

委員 前田 雅子